

## 所沢市議会の議決すべき事件を定める条例

(目的)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定に基づく所沢市議会（以下「議会」という。）の議決すべき事件については、他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(議決すべき事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 基本計画（法第2条第4項に規定する基本構想に基づき市政の基本的な事項について作成する計画をいう。）の策定、変更又は廃止
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定に基づく都市計画に関する基本的な方針の策定、変更又は廃止

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以降になされる計画の策定等について適用する。